

川崎市公告第1480号

一般競争入札について、次のとおり公表します。

令和7年11月6日

川崎市長 福田 紀彦

1 競争入札に付する事項

- (1) 件名 菅生小学校登記図書作成及び登記手続き業務委託
- (2) 履行場所 川崎市宮前区菅生一丁目282番2ほか
- (3) 履行期間 契約日～令和8年3月13日
- (4) 業務概要 本業務は、教育環境整備推進室で発注している「菅生小学校学校現地測量委託業務」の測量成果に基づき、登記手続等が必要な土地について、登記用図書（公図の写し、地積測量図、不動産調査報告書（境界標写真添付））を作成するものです。

2 競争入札参加資格に関する事項

この入札に参加を希望する者は、次の条件をすべて満たさなければなりません。

- (1) 川崎市契約規則第2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。
- (2) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。
- (3) 令和7・8年度川崎市業務委託有資格業者名簿の地域区分「市内」、業種「土地家屋調査士」、希望種目「土地家屋調査士業務」で登載されていること。

3 競争入札参加申込書の配布及び提出

この入札に参加を希望する者は、次により入札参加の申込みをしなければなりません。一般競争入札参加申込書は、3(1)の場所で配布しています。また、川崎市ウェブサイト「入札情報」の「入札情報かわさき」からダウンロードすることができます。

(1) 配布・提出場所

〒210-8577

川崎市川崎区宮本町1番地 川崎市役所南庁舎4階

教育委員会事務局 教育環境整備推進室 管理担当

電話 044-200-3314

FAX 044-200-3679

E-mail 88seibi@city.kawasaki.jp

(2) 配布・提出期間

令和7年11月6日（木）～令和7年11月12日（水）9時～12時、13時～16時

(3) 提出物

ア 一般競争入札参加申込書

(4) 提出方法

持参

4 仕様書の閲覧

3(1)の場所、3(2)の期間で縦覧に供します。

5 確認通知書の交付

一般競争入札参加申込書を提出した者には、次により確認通知書を交付します。

(1) 交付方法

「川崎市業務委託有資格業者名簿」に登録されている委任先メールアドレス（当該委任先メールアドレスを登録していない者にはFAX）により送付します。

(2) 交付日

令和7年11月14日（金）までに交付

6 質問書の受付・回答

確認通知書の交付を受け、入札参加資格があると認めた者からの質問・回答方法は次のとおりです。

(1) 受付期間

令和7年11月14日（金）～令和7年11月17日（月） 9時～12時、13時～16時

(2) 受付方法

「質問書」により、3(1)のFAX又は、電子メールアドレス宛てに送信後、所管課まで電話連絡をしてください。郵送による提出は認めません。

(3) 回答方法

入札参加資格があると認めた者から質問があった場合、令和7年11月19日（水）までに、入札参加資格があると認めた者に文書（電子メールまたはFAX）にて送付します。

7 競争入札参加資格の喪失

競争入札参加資格があると認められた者が、次のいずれかに該当するときは、この入札に参加することができません。

- (1) この公告に定める参加資格の要件を満たさなくなったとき。
- (2) 競争入札参加申込書その他の提出書類に虚偽の記載をしたとき。

8 入札手続等

入札は「川崎市競争入札参加者心得」に基づいて行うものとします。

- (1) 入札方法 持参による紙入札
- (2) 入札・開札の日時 令和7年11月20日（木） 10時00分
- (3) 入札・開札の場所 川崎市川崎区宮本町1番地 川崎市役所南庁舎6階会議室
- (4) 入札保証金 免除
- (5) 入札の無効

川崎市競争入札参加者心得で無効と定める入札の場合は、これを無効とします。

(6) 落札者の決定等

川崎市契約規則第14条の規定に基づいて作成した予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とします。

9 契約手続等

- (1) 契約書の作成 要
- (2) 契約保証金 免除
- (3) 前払金 否

10 その他

- (1) 事情により入札を取りやめる場合があります。
- (2) 契約手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限ります。
- (3) 公告に定めるもののほか、川崎市契約条例、川崎市契約規則、川崎市競争入札参加者心得等の定めるところによります。
- (4) 川崎市契約規則、川崎市競争入札参加者心得は、川崎市ウェブサイト「入札情報かわさき」の「契約関係規定」で閲覧及びダウンロードをすることができます。
- (5) 公告に関する問い合わせ先は、3(1)に同じです。